

### 第3 防災上重要な施設、設備等

#### 1 気象等観測施設、設備等

(1) 複合観測計（風向・風速計、日照計、日射計、雨量計、温度・湿度計）

管理機関	観測所名	所在地	観測員名
国見町	国見町役場	国見町大字藤田字一丁田二1番7	住民防災課

(2) 水位観測所

河川名	量水標の名称	量水標の位置	通報水位	警戒水位	通報先	管理者名	観測員
阿武隈川	伏黒量水標	伊達市大字下川原	3.00	4.00	福島河川国道事務所	福島河川国道事務所	福島河川国道事務所
滝川	森山量水標	国見町大字森山	1.15	1.75	保原土木事務所	保原土木事務所	保原土木事務所

(阿武隈川においては町内には設置していないため、直近の伊達市伏黒水位観測所のデータを参考としている。)

#### 2 消防施設、設備等（令和4年10月1日現在）

(1) 消防自動車等の保有状況

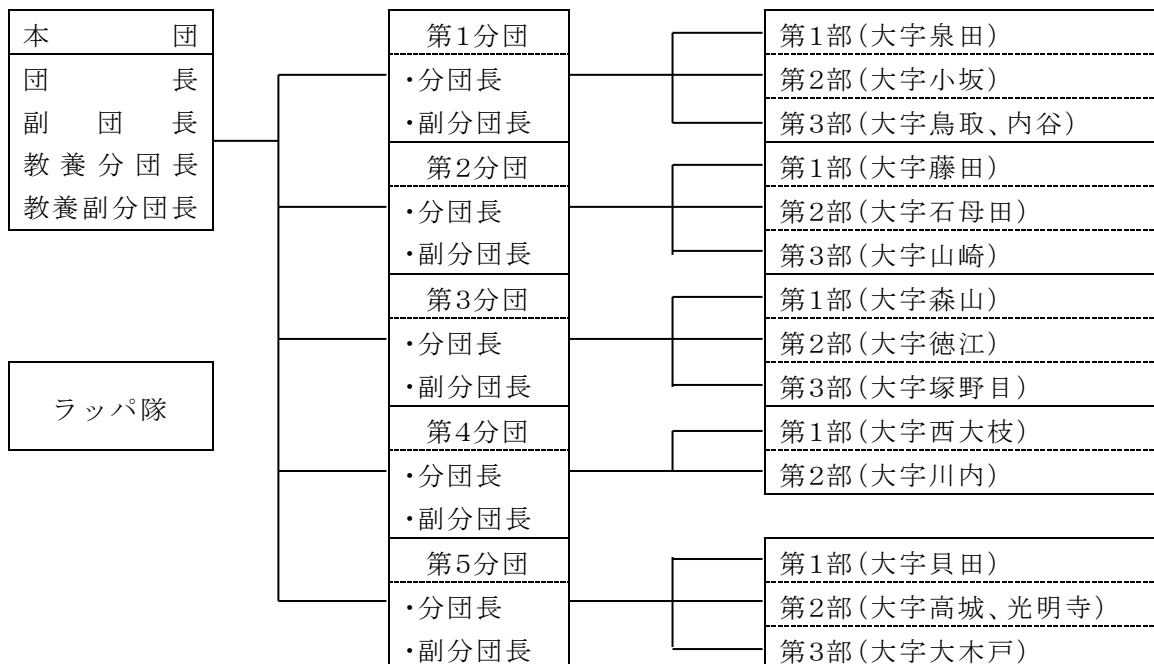
消防ポンプ自動車	6台
小型動力ポンプ積載車	9台

(2) 消防自動車等の配備状況

分団	部	ポンプ自動車台数	積載車(小型ポンプ含む)	担当区域
第1分団	第1部		1	泉田
	第2部	1	1	小坂
	第3部		1	鳥取、内谷
第2分団	第1部	1		藤田
	第2部		1	石母田
	第3部	1		山崎
第3分団	第1部		1	森山
	第2部	1		徳江
	第3部		1	塚野目
第4分団	第1部	1		西大枝
	第2部		1	川内
第5分団	第1部	1		貝田
	第2部		1	高城、光明寺
	第3部		1	大木戸
合計		6	9	

(3) 消防団の組織状況

ア 消防団組織 \* 条例定数 266 名



イ 消防団の条例定数

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	合計
本団	1	1	1	1					4
第1分団			1	1	3	3	6	36	50
第2分団			1	1	3	4	11	59	79
第3分団			1	1	3	3	8	43	59
第4分団			1	1	2	2	4	20	30
第5分団			1	1	3	3	6	30	44
合計	1	1	6	6	14	15	35	188	266

## 3 通信設備等

## (1) 国見町防災行政無線（移動系）

基地局 役場庁舎 2階防災無線室（整備年度：平成20年度）

移動局 周波数260MHz40局

番号	種別	呼名名称	配置場所
-	基地局	ぼうさいくにみ	住民防災課
-	遠隔制御器（統制あり・液晶付き）	-	〃
1	半固定型移動局（可搬型）	ぼうさいくにみかはん	〃
2	携帯型	ぼうさいくにみ101	〃
3	〃	ぼうさいくにみ102	〃
4	〃	ぼうさいくにみ103	〃
5	〃	ぼうさいくにみ104	〃
6	〃	ぼうさいくにみ105	〃
7	〃	ぼうさいくにみ106	〃
8	〃	ぼうさいくにみ107	〃
9	〃	ぼうさいくにみ108	〃
10	〃	ぼうさいくにみ109	〃
11	〃	ぼうさいくにみ110	〃
12	〃	ぼうさいくにみ111	〃
13	〃	ぼうさいくにみ112	〃
14	〃	ぼうさいくにみ113	〃
15	〃	ぼうさいくにみ114	〃
16	車載型	ぼうさいくにみ1	住民防災課
17	〃	ぼうさいくにみ2	総務課集中管理
18	〃	ぼうさいくにみ3	建設課
19	〃	ぼうさいくにみ4	総務課集中管理
20	〃	ぼうさいくにみ5	上下水道課
21	〃	ぼうさいくにみ6	積載車(1-1 泉田)
22	〃	ぼうさいくにみ7	ポンプ車(1-2 小坂)
23	〃	ぼうさいくにみ8	軽積載車(1-2 小坂)
24	〃	ぼうさいくにみ9	積載車(1-3 鳥取、内谷)
25	〃	ぼうさいくにみ10	ポンプ車(2-1 藤田)
26	〃	ぼうさいくにみ11	積載車(2-2 石母田)
27	〃	ぼうさいくにみ12	ポンプ車(2-3 山崎)
28	〃	ぼうさいくにみ13	積載車(3-1 森山)
29	〃	ぼうさいくにみ14	ポンプ車(3-2 徳江)
30	〃	ぼうさいくにみ15	積載車(3-3 塚野目)
31	〃	ぼうさいくにみ16	ポンプ車(4-1 西大枝)
32	〃	ぼうさいくにみ17	積載車(4-2 川内)

番号	種別	呼 名 名 称	配 置 場 所
33	〃	ぼうさいくにみ18	ポンプ車(5-1貝田)
34	〃	ぼうさいくにみ19	積載車(5-2光明寺、高城)
35	〃	ぼうさいくにみ20	積載車(5-3大木戸)
36	〃	ぼうさいくにみ201	第1分団長
37	〃	ぼうさいくにみ202	第2分団長
38	〃	ぼうさいくにみ203	第3分団長
39	〃	ぼうさいくにみ204	第4分団長
40	〃	ぼうさいくにみ205	第5分団長

## (2) 国見町防災行政無線局管理運用規程（移動系）

## （目 的）

第1条 この規程は、地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する防災行政無線（移動系）（以下、「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## （定 義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

## （1）無線局

電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。

## （2）基地局

陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

## （3）陸上移動局

陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

## （4）無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

## （5）広域共通波

市町村相互間で防災対策に関する通信を行うために、全国の市町村が共通して使用する移動系通信の周波数をいう。

## （6）市町村波

市町村が防災活動を実施するために、当該市町村のみ使用する移動通信系の周波数をいう。

## （7）無線従事者

無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

## （無線系の総括管理者）

第3条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は町長とする。

## （管理責任者）

第4条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は総括管理者の命を受け、その無線の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は住民生活課長の職にある者をあてる。

## （通信取扱責任者）

第5条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受けその無線系を管理運営し無線局にか

かる業務を所掌する。

- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれを当てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第6条 総括管理者は、無線系の属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年12月末日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌に記載を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもと電波法等関係法令を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第9条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を保管管理する。

- 2 管理責任者は、電波法例集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱者の査閲を受けるものとする。
- 4 管理責任者は、無線業務日誌抄本を毎年12月までに作成し総括管理者に提出するものとする。
- 5 管理責任者は、無線従事者専解任届及び無線業務日誌抄本の写しを整理保管しておくものとする。

(提出書類)

第10条 総括管理者は、無線従事者を専任又は解任したときは遅滞なく地方総合通信局長に届出をするものとする。また、無線業務日誌抄録は、1月から12月までの期間毎に、期間中における該当事項を記載して速やかに地方総合通信局長に提出するものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検

(3) 年点検 (年2回以上)

2 点検項目については、以下のとおりとし、毎日、月点検については点検表を作成する。

(1) 毎日点検 通信試験

(2) 月点検 予備電源の動作試験  
遠隔制御器の動作試験

(3) 年点検 設備機器精密点検、周波数変則測定調整  
周波数測定調整、送信スプリアス測定調整  
電力測定調整、受信感度測定調整  
(年点検については専門業者に委託)

3 保守点検の責任者は次のとおりとする。

(1) 毎日点検は通信取扱責任者

(2) 月点検は管理責任者

(3) 年点検は総括管理者

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し処置するものとともに保守契約している業者に連絡を行い障害の除去につとめる。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練にあわせた総合通信訓練 年2回以上

(2) 定期通信訓練 毎4半期ごと

2 訓練は、通信統制訓練、情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第14条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者に対して電波法等関係法令及び運用細則並びに取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この規程は、平成3年12月20日から施行する。

## (3) 国見町防災行政無線局管理運用細則

## (目 的)

第1条 この細則は、国見町防災行政無線局運用規程に基づき、移動系の運用を円滑に行うために定めるものである。

## (通信の種類)

第2条 通信の種類は、随時通信及び緊急通信とする。

## (通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地震、台風などの非常事態に関する予警報。

(2) 地方自治法第2条第4項に定められた事項

## (通信時間)

第4条 一般通信は、定時通信及び随時通信とする。

2 緊急通信は、地震、台風その他緊急事態が発生したとき、又は予測されるときに行うものとする。

## (通信の制限)

第5条 管理責任者は、災害発生その他特に理由がある時は通信を制限することができる。

## (通信の記録)

第6条 通信取扱者は、通信を行ったとき無線業務日誌に必要な事項を記載しなければならない。

## (通信の方法)

第7条 必要のない無線通信を行わないこと。

2 無線通信に使用する用語はできる限り簡潔にすること。

3 無線通信を行うときは、自局の呼出し名称を付してその出所を明らかにすること。

4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正すること。

通信の方法は、原則として次により行うものとする。

## (1) 呼出し

①相手局の呼出名称 3回以下 例 ぼうさいくにみ1

②こちらは 1回 例 こちらは

③自局の呼出し名称 3回以下 例 ぼうさいくにみ

## (2) 応答

①相手局の呼出名称 3回以下 例 ぼうさいくにみ

②こちらは 1回 例 こちらは

③時局の呼出し名称 3回以下 例 ぼうさいくにみ1

## (3) 試験電波の発射

①ただいま試験中 3回



②こちらは 1回

③自局の呼出し名称 3回以下 例 ぼうさいくにみ

(4) 呼出し又は応答の簡素化

呼出し又は応答を行う場合において、確実に連絡設定が認められるときは、呼出しの場合は「こちらは」及び自局の呼出し名称、応答の場合は、相手の呼出し名称を省略することができる。

これらの事項を省略した場合は、その通信中少なくとも1回以上自局の呼出し名称を送信する。

附 則

この細則は、平成3年12月20日より施行する。

## (4) 国見町防災行政無線（デジタル同報系）

基地局 60MHz帯無線送受信装置

周波数 58.505MHz

送信出力 10W

呼出名称 ぼうさいくにみこうほう

役場庁舎2階防災無線室へ設置（整備年度：平成22年度）

子局 送信出力 100mW（双方向局、アンサーバック付）

子局設置場所 小坂農村総合管理センター、観月台文化センター、大木戸ふれあいセンター、国見東部高齢者等活性化センター、森江野町民センター

戸別受信機 設置台数約3,300台、文字表示12台

## (5) 国見町防災行政無線局管理運用規程（同報系）

（目的）

第1条 この規程は、災害対策基本法、地方自治法、国見町地域防災計画、その他関係法令に基づき、国見町が行う災害対策に係わる事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する国見町防災行政無線局（同報系）（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、この規程の定めるところにより効果的な運用を図り、町民の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

## (1) 防災行政無線局

住民生活の基盤を確保することを主たる目的として開設するものであって、かつ非常災害対策に関し特に重要と認められる公共業務用の無線局をいう。

## (2) デジタル同報親局

デジタル防災無線通信を行うものであって、デジタル同報子局の送信等を制御する固定局をいう。

## (3) デジタル同報子局

デジタル防災無線通信を行うものであって、デジタル同報親局に送信等を制御される固定局をいう。

## (4) 戸別受信機

主に家庭内、事業所内に設置され少人数を対象として親局の通報内容を周知させる屋内専用受信装置をいう。

## (5) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって総務大臣の免許を受けかつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の管理責任部署)

第3条 無線局の管理責任部署は住民生活課とする。

(統括責任者の選任)

第4条 無線局に統括責任者を置く。

2 統括責任者は無線局の管理、運用の業務を統括し管理責任者を指揮監督する。

3 統括責任者は、国見町長とする。

(管理責任者の選任)

第5条 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、統括責任者の命を受け、その無線局の管理、運用の業務を行うとともに管理者及び無線従事者を指揮監督する。

3 管理責任者は、住民生活課長とする。

(管理者の選任)

第6条 無線局に管理者を選任する。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、無線局の日常の管理、運用の業務を管理する。

3 管理者は、住民生活課住民防災係長とする。

(無線従事者の配置及び養成)

第7条 統括責任者は、無線局に無線従事者を配置するものとする。

2 統括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 統括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は無線局に属する無線設備の操作を行う。

(備付け書類等の管理)

第9条 管理者は、電波法令集を常に最新のものに整備しておくものとする。

2 無線局の申請書(再免許、変更)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第10条 無線局の運用は、原則として公共の利益に関するものとし、次に定めるとおりとする。

(1) 地域住民への放送

ア 防災、災害対策に関すること。(地震発生時等の自動放送を含む。)

イ 時報

ウ 一般行政事務に関するものや、その他緊急を要するもので統括責任者が必要と認めるもの

(2) 平常時における放送は住民生活課へ放送依頼書を提出し、統括責任者の承認を得て放送を行うものとする。

- (3) 災害発生等事態が切迫し放送依頼書によることが難しい時は、口頭により届け出るものとする。

(無線設備の保守点検)

第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 毎日点検
  - (2) 月点検
  - (3) 年点検
- 2 点検項目については、無線設備の点検表のとおりとする。
- 3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。
- (1) 毎日点検は、管理者又は無線従事者
  - (2) 月点検は、管理責任者
  - (3) 年点検は、統括責任者
- 4 予備装置及び予備電源については、毎月1回以上その装置を使用し、機能を確認しておくものとする。
- 5 点検の結果、異常を発見したときは直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第12条 統括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
  - (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練並びに住民への警報通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第13条 管理責任者は、毎年1回以上、無線従事者等に対して電波法関係法令及び国見町防災行政無線局（同報系）戸別受信機管理運用細則並びに無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

(備付け書類の管理)

第14条 電波法第60条及び電波法施行規則第38条により次の書類を備付け管理者が管理する。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線局免許申請書等の副本
- (3) 無線局再免許申請書等の副本
- (4) 電波法令集
- (5) 無線従事者選解任届の写し

附 則

この規程は、平成24年4月2日から施行する。

## (6) 国見町防災行政無線（デジタル同報系）放送基準

## 第1 平常時の放送

平常時の放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 時報チャイム
- (2) 選挙の投票の啓蒙に関する放送
- (3) 戦没者・災害による犠牲者の追悼に関する放送
- (4) 大規模イベントの中止に関する放送
- (5) 火災予防に関する放送
- (6) 不審者情報に関する放送
- (7) 熊等の出没に関する放送
- (8) 突発的断水のお知らせに関する放送
- (9) その他統括責任者（町長）が必要と認める放送

## 第2 緊急時の放送

緊急時の放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災及び災害対策（訓練を含む。）に関する放送
- (2) 人命救助に関する放送（行方不明者捜索、迷子等で人命に危険があるものに限る。）
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護に関する放送

## 附 則

この告示は平成25年4月1日から施行する。

## (7) 国見町防災行政無線（同報系）戸別受信機取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、国見町防災行政無線（同報系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 戸別受信機は、次の場所に設置する。

- (1) 町内に住所を有し、戸別受信機の設置を希望する世帯
  - (2) 町内の公共施設のうち町長が必要と認めたもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所及び団体など、町長が必要と認めた施設（以下「事業所等」という。）
- 2 設置台数は、1世帯又は1事業所等につき1台を原則とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その数を増加することができる。
- 3 戸別受信機の電波の受信状況が不良のとき、町は設置希望者へ外部アンテナ設置の協力を求めるものとする。

## (設置費用)

第3条 戸別受信機は、原則として町からの無償貸与とする。ただし、設置に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものについては、戸別受信機の設置を受けた者（以下「使用者」という。）がその費用を負担するものとする。

- (1) 事業所等が設置するもので町長が必要と認めたもの
- (2) その他町長が必要と認めたもの

(借用書の提出)

第4条 戸別受信機の設置を無償で希望する者は、国見町防災行政無線戸別受信機借用書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(戸別受信機の返却)

第5条 使用者は、転出その他の理由により戸別受信機の使用をしなくなったときは、直ちに国見町防災行政無線戸別受信機返却書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(設置場所の変更)

第6条 使用者は、転居又はその他の理由により戸別受信機の設置場所を変更しようとする場合は、国見町防災行政無線戸別受信機変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(戸別受信機の購入)

第7条 戸別受信機を有償で設置する場合は、国見町防災行政無線戸別受信機購入（買取）申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(戸別受信機の修繕)

第8条 戸別受信機の修繕については、町の指定する者以外は、これを行うことはできない。

- 2 無償貸与を受けた戸別受信機の修繕費については、使用者の故意又は重大な過失による場合を除き、町の負担とする。
- 3 無償貸与を受けた使用者は、町の指定する者が当該戸別受信機の修繕したことを確認したときは、国見町防災行政無線戸別受信機修繕確認書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(管理運用)

第9条 町長は、戸別受信機の管理運用について使用者を指導監督する。

- 2 使用者は、戸別受信機が常に良好な状態が得られるよう、責任を持って維持管理し、異常を発見したときは、直ちにその状況を町長に届け出なければならない。
- 3 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は重大な過失によって破損若しくは亡失したときは、速やかに町長に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 戸別受信機は、その権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供す

ることができない。

- 5 戸別受信機の維持管理に要する経費のうち、電気料金及び内蔵乾電池の代金については、使用者の負担とする。
- 6 町長は、使用者が戸別受信機の維持管理を怠り、又はその仕様に改造などを加えるおそれがあると認められるときは、当該戸別受信機を返却させることができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、無償貸与を受けた戸別受信機の全部又は一部を故意又は重大な過失によって破損若しくは亡失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## (8) 福島県総合情報通信ネットワークシステム

### ア 概要

福島県総合情報通信ネットワークシステムは、平成10年に運用を開始し、県庁、県出先機関、各市町村、消防本部等の防災関係機関が衛星通信及び地上系無線を利用し、災害状況の伝達及び共有化を行うものである。

県は、災害時の被害状況等を総括的に把握することで、国、県、市町村及び防災関係機関と連携を図り、迅速な災害対策体制を構築できるようになる。

### イ 特徴

福島県総合情報通信ネットワークは、県内各地に位置する各機関が衛星回線や地上回線を利用して、相互に電話、ファクシミリをはじめ、専用パソコン端末によるデータの伝送、受信、テレビモニターによる画像の伝達などを行うことができる。

また、平常時においては、県、市町村等との行政上必要な連絡通信回線として活用することができ、災害時にはこれら通信回線を使用して、迅速、的確な情報の収集、伝達、一斉指令等を行うことができる。

## (9) 福島県震度情報ネットワークシステム

### ア 概要

福島県震度情報ネットワークは、平成9年に4月に運用を開始した。県内各市町村に計測震度計を設置し、総合情報通信ネットワークシステムと結合することで、地震発生の際の市町村別の被害推定、職員の非常参集、県内各防災関係機関への震度情報の伝達等を迅速に行うとともに、各種応急対策、県内応援体制の検討、県外都道府県及び自衛隊への応援要請等の検討を行うものである。

### イ 特徴

震度情報の早期把握により、防災関係機関の初動態勢を迅速かつ的確に実施

することができる。

また、町においては震度情報を活用することにより、被害の推定、職員の非常参集、地域住民への広報、応援要請等の対応方針の検討等の各種応急対策を実施することができる。

#### 4 防災倉庫、水防倉庫

施設名	国見町防災倉庫
設置場所	国見町大字藤田字一丁田二1番7
設置年度	平成27年度
床面積	38.34㎡

施設名	国見町徳江防災倉庫
設置場所	国見町大字徳江字団扇32番地1
設置年度	平成11年度
床面積	24.84㎡

施設名	国見町藤田地区防災倉庫
設置場所	国見町大字藤田字日向二5番9
設置年度	平成27年度
床面積	15.08㎡

施設名	国見町山崎地区防災倉庫
設置場所	国見町大字藤田字観月台15番地
設置年度	平成21年度
床面積	15.08㎡

施設名	国見町石母田地区防災倉庫
設置場所	国見町大字石母田字樋口9番
設置年度	平成27年度
床面積	148㎡

施設名	国見町小坂地区防災倉庫
設置場所	国見町小坂南11番地
設置年度	平成21年度
床面積	15.08㎡

施設名	国見町森江野地区防災倉庫
設置場所	国見町大字徳江字下谷地田15番地
設置年度	平成21年度
床面積	15.08㎡



施設名	救助用資機材保管備蓄倉庫
設置場所	国見町大字徳江字下谷地田15番地
設置年度	平成25年度
床面積	9.36㎡
所有者	総務省消防庁
管理者	国見町消防団

施設名	国見町大木戸地区防災倉庫
設置場所	国見町大字大木戸字新田原3番地
設置年度	平成21年度
床面積	15.08㎡

施設名	国見町大枝地区防災倉庫
設置場所	国見町大字西大枝字王壇前16番地1
設置年度	平成21年度
床面積	15.08㎡

施設名	国見町水防倉庫
設置河川名	阿武隈川、滝川
設置場所	国見町大字川内字柳原47-2
設置年度	昭和26年度
床面積	32.8㎡
所管事務所	阿武隈川:国土交通省福島河川国道事務所 滝川:福島県保原土木事務所

## 5 救助用施設、設備等

### (1) 避難所、避難場所

区分	番号	避難所、避難場所名	所在地	区分	
				地震	風水害
指定避難所 (指定緊急避難場所を兼ねる)	1	観月台文化センター	藤田字観月台15	○	○
	2	観月台文化センター体育館	藤田字観月台15	○	○
	3	藤田保育所	山崎字館東12-1	○	○
	4	上野台体育館	森山字上野台7	○	○
	5	グリーンアリーナ923	森山字上野台7	○	○
	6	県北中学校校舎	森山字西上野20	○	○
	7	県北中学校体育館	森山字西上野20	○	○
	8	柏葉体育館	森山字西上野20	○	○
	9	国見小学校校舎	藤田字町尻一2	○	○
	10	国見小学校体育館	藤田字町尻一2	○	○
	11	国見子どもクラブ	藤田字町尻一20	○	○

区分	番号	避難所、避難場所名	所在地	区分	
				地震	風水害
	12	小坂農村総合管理センター	小坂南1-1	○	○
	13	森江野町民センター	徳江字下谷地田15	○	○
	14	森江野第2体育館	森山字太田川36	○	○
	15	くにみ幼稚園園舎	森山字太田川36	○	○
	16	大木戸ふれあいセンター	大木戸字新田原3	○	○
	17	国見東部高齢者等活性化センター	西大枝字王壇前16-1	○	○
	18	国見東部高齢者等活性化センター体育館	西大枝字王壇前16-1	○	○
	19	石母田集会所	石母田字樋口9番	○	○
	20	道の駅国見あつかしの郷 <sup>注1</sup>	藤田字日渡二18-1	○	○
指定緊急避難場所	1	上野台総合運動場	森山字上野台7	○	○
	2	県北中学校校庭	森山字西上野20	○	○
	3	国見小学校校庭	藤田字町尻一2	○	○
	4	旧小坂小学校校庭	小坂字台14	○	○
	5	くにみ幼稚園園庭	森山字太田川36	○	○
	6	旧大木戸小学校校庭	大木戸字霞原3	○	○
	7	国見東部高齢者等活性化センター前広場	西大枝字王壇前16-1	○	○
	8	県北浄化センターグラウンド <sup>注2</sup>	徳江字上悪戸46-1	○	

注1 町外者を中心に受入れ。

注2 所有者である県との協議必要。

## (2) 自主防災会ごとの一時避難場所

No.	自主防災会	一時避難場所名
1	駅前	観月台文化センター職員駐車場
2	錦町	コープ駐車場
3	大町南	子供遊園地（公園）
4	大町北	ひばり写真商会脇駐車場
5	本町	町営住宅前広場
6	宮町南	J A国見総合支店、文化センター、ホワイトコーポ
7	宮町北	J A国見駐車場（1～4班）、鹿島神社（5～9班）、国見小学校校門（10～12班）
8	藤田宮前	役場北側緑地公園
9	藤田光陽	定住促進住宅駐車場
10	町東	滝川サンクス駐車場
11	宮東	宮東集会所、梅津宅前付近（日向）、渡辺等宅前付近（沢田二）
12	鶉町	鶉町集会所

No.	自主防災会	一時避難場所名
13	上野	上野公民館
14	山崎北	長泉寺駐車場
15	滝山	滝山集会所前広場
16	小林	小林団地内緑地帯
17	山崎館	山崎公民館
18	山崎小館	北側公園内
19	山崎宮館	山崎宮館町内一時避難場所
20	山崎沢田	井砂氏宅前ゴミ集積所前
21	宮前	山崎宮前町住ごみ置き場
22	源宗山東	源宗山集会所
23	源宗山西	源宗山集会所
24	源宗山北	駐車場
25	大坂	国見子どもクラブ前広場
26	山崎耕谷	山崎耕谷公園広場
27	板橋	国見ニュータウンコミュニティセンター前
28	板橋南	国見ニュータウンコミュニティセンター前
29	石母田東	石母田字笠松地内空地
30	石母田表	出留
31	石母田北	石母田集会所前
32	石母田原	菊地トミ様宅前道路
33	石母田西	石母田西細内地内
34	小坂	小坂、太田川ふれあい会館
35	太田川	太田川公民館前広場
36	前田	前田公民館前広場
37	泉田上	泉田上集会所
38	泉田中	泉田中集会所
39	泉田下	泉田下集会所
40	鳥取	鳥取集会所、小坂農村総合管理センター
41	内谷西	鳥取内谷防災センター
42	内谷東	内谷東公民館前、西堂古内賢蔵宅前
43	第1	森山防災センター
44	第2	第2集会所
45	第3	第3集会所
46	第4	第4集会所
47	徳江北	徳江北部コミュニティセンター
48	第7	徳江北部コミュニティセンター

No.	自主防災会	一時避難場所名
49	第 8	徳江南部公民館前広場
50	第 9	徳江南部公民館前広場
51	第 1 0	正法寺
52	第 1 1	塚野目集会所前広場
53	第 1 2	国見町種子センター
54	貝田	大沼公園
55	光明寺	光明寺集会所
56	高城	高城集会所前広場
57	大木戸	大木戸集会所
58	山根	山根集会所
59	原町	原町集会所
60	築館	築館集会所
61	並柳	東部高齢者等活性化センター
62	中部	中部集会所前広場
63	北部	北部集会所、上金谷地内（地蔵様）
64	川内	川内集会所前広場

## (3) 福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号
1	国見町サービスセンター	山崎字館東12-1	585-2524
2	特別養護老人ホーム国見の里	小坂南 3	585-5161
3	通所介護 日和くにみ	小坂字梅ノ町9-9	529-1711
4	国見町小坂くらし館	小坂字台13-1	585-2810

## (4) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者関連施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	国見町サービスセンター	山崎字館東12-1	585-2524
2	藤田保育所	山崎字館東12-1	585-2374

## (5) 応急仮設住宅建設可能敷地

No.	場所名	所在地	面積㎡	電話番号
1	上野台運動公園総合運動場	森山字上野台 7	29,067	585-2676
2	町民運動場	大木戸字新田原 3	5,600	585-2676
3	活性化センター前広場	西大枝字王壇前16-1	2,500	585-2676

## (6) 病院、診療所等

## ①町内の医療機関、診療所

名 称	所 在 地	電話番号	病床数	診 療 科 目
公立藤田総合病院 (緊急指定病院)	塚野目字三本木14	585-2121	311 (一般299) (結核12)	内科、消化器科、小児科 神経内科、外科、整形外科 外科、循環器科、産婦人 科、眼科、耳鼻咽喉科、 皮膚科、形成外科、麻酔 科、リハビリテーション科 脳神経外科、腎臓内科 泌尿器科、精神科、歯科 呼吸器科、心臓血管外 科 計21科
村上医院	藤田字北11-1	585-2152		外科、内科、循環器科 胃腸科、皮膚科
武田胃腸科内科医院	藤田字北12	585-2630		内科、胃腸科、小児科

## ②歯科

名 称	所 在 地	電話番号
赤井畑歯科医院	山崎字太子堂3-3	585-5551
あんど歯科医院	藤田字町尻12-1	585-1183
ひまわりデンタルクリニック	藤田字中沢一10-21	585-1102
公立藤田総合病院	塚野目字三本木14	585-2121

## ③福島県が定める災害医療センター（災害拠点病院）

## ア 基幹災害医療センター

名 称	病床数	所 在 地	電話番号
福島県立医科大学付属病院	778	福島市光が丘1	024-547-1111

\* 基幹災害医療センターは、災害発生時に重傷患者の受入れや医療救護チームの派遣などを行うほか、要員の訓練研修機能を有する災害拠点病院で県内に1か所指定されている

## イ 県北地域災害医療センター

名 称	病床数	所 在 地	電話番号
総合病院福島赤十字病院	296	福島市八島町7-7	024-534-6101

\* 地域災害医療センターは、災害発生時に被災地域内の傷病者の受入れや医療救護チームの派遣等を行う災害拠点病院で二次医療圏(県内7医療圏)に1か所指定されている。

## (7) 応急給水用資器材

品名	個数	保管場所
積載用給水タンク (1.0 t)	2台	源宗山配水池
ポリエチレン容器 (180)	30個	役場
非常給水容器 (180)	30袋	役場
プラスチック給水缶 (1.0 t)	1台	役場

## 6 清掃用施設、設備

## (1) ごみ処理施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	ごみ焼却施設
所在地	伊達市保原町字西新田1番地1
電話番号	024-582-2051
処理方式	順連続燃焼式ストーカ炉
公称能力	150 t / 16時間 (50 t × 3 炉)
竣工年月	平成7年3月

## (2) 粗大ごみ処理施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	伊達市保原町字西新田1番地1
電話番号	024-582-2051
処理方式	破碎・圧縮
公称能力	6 t / 5時間
竣工年月	平成元年10月

## (3) 不燃物処理資源化施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	不燃物処理資源化施設
所在地	伊達市保原町字西新田1番地1
電話番号	024-582-2051
処理方式	スチール缶等：電磁石選別、圧縮 アルミ缶等：リニヤモーター選別、手選別
公称能力	20 t / 日
竣工年月	昭和63年4月

## (4) し尿処理施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	衛生センター
所在地	伊達郡桑折町大字伊達崎字舟場1番地1
電話番号	024-575-2371
処理方式	水処理設備：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化設備：助燃剤方式
公称能力	85kℓ/日 (し尿36kℓ、浄化槽汚泥23kℓ、浄化槽濃縮汚泥26kℓ)
竣工年月	平成21年3月

## (5) ペットボトル・びん類処理資源化施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	ペットボトル・びん類処理資源化施設
所在地	伊達市保原町字西新田1番地1
電話番号	024-582-2051
処理方式	ペットボトル：手選別、圧縮梱包 びん類ボトル：手選別、貯留
公称能力	ペットボトル： 3.5t/日 びん類ボトル： 10.0t/日
竣工年月	平成14年5月

## (6) 廃プラスチック処理資源化施設

事業主体	伊達地方衛生処理組合
施設名	廃プラスチック処理資源化施設
所在地	伊達市保原町字西新田1番地1
電話番号	024-582-2051
処理方式	手選別、圧縮梱包
公称能力	8t/日
竣工年月	平成17年3月

## (7) 町内のごみ収集業者

名称	所在地	電話番号
(有)国見ゲザー	小坂字宮五郎内20	585-4192
岡崎商店	塚野目字館14	585-4314
(有)国見興産	塚野目字原東15	585-4441
三共美装興業	小坂字北畠49	585-4383

## (8) 町内のし尿収集業者

名 称	所 在 地	電話番号
(有)国見産業	内谷字西前19	585-3699

## 7 火葬場、葬儀用品の調達先

## (1) 火葬場

経 営 主 体	伊達市桑折町国見町火葬場協議会
所 在 地	桑折町字台1
電 話 番 号	024-582-6396
炉 数	2 炉

## (2) 葬儀用品の調達先

名 称	所 在 地	電話番号
ふくしま未来国見総合支店	藤田字一丁田三5番地	585-2221
(株)樋口屋商店	藤田字日渡四16番地2	585-2026



## 第4 物資等の調達

### 1 必需物資の調達

#### (1) 町内の主な米取扱業者（町産業振興課調）

名 称	所 在 地	電話番号
ふくしま未来国見資材センター	藤田字一丁田三5番地	585-3672
ふくしま未来小坂支店	内谷字西堂45番地	585-2031
ふくしま未来森江野支店	徳江字中谷地田26番地1	585-2032
ふくしま未来大木戸支店	大木戸字幡門場4番地5	585-2012
ふくしま未来大枝支店	西大枝字元寺西1番地	585-2830
道の駅国見あつかしの郷	藤田字日渡二18番地1	585-2132

#### (2) 町内の生活必需品取扱業者

##### ①寝具（毛布等）

名 称	所 在 地	電話番号
ふとんインテリアほんだ	藤田字堤下20番地4	585-2175

##### ②衣料品

名 称	所 在 地	電話番号
(有)ブティックまると	藤田字南27	585-5468
高橋衣料店	藤田字一丁田二1-4	585-2287

##### ③日用雑貨等

名 称	所 在 地	電話番号
大内屋商店	藤田字南21	585-3157
(有)武壮商店	藤田字南17	585-2040
(有)大和田金物店	藤田字中沢三1-27	585-2141
佐久間商店	藤田字町尻二7	585-5506
松浦商店	貝田字山ノ神前43	585-5368
(株)コメリ	藤田字日渡二7-1	529-2675
生活協同組合コープふくしま コープマート国見店	藤田字五反田1-3	585-3171
ハシドラッグ国見店	藤田字中沢4-1	529-1384
クスリノアオキ国見店	藤田字五反田1-22	572-6825
ウエルシア伊達国見店	藤田字中沢一10-1	529-2107
セブンイレブン福島国見役場前店	藤田字大枝道一5-2	585-5858
ファミリーマート国見藤田店	藤田字日向三7-1	529-1580
ファミリーマート福島国見町店	塚野目字三本木5-1	529-1665
ミニストップ国見あつかし店	藤田字日渡二18-1	585-2080
ニューデイリーヤマザキデイリース トア藤田病院店	塚野目字三本木14	585-3530

## ④光熱材料、燃料等

名 称	所 在 地	電話番号
国見ガス住宅設備(株)	藤田字一丁田一1-5	585-2137
(有)鈴光商店	藤田字日向二7-12	585-3674
富永商店	藤田字太子堂41	585-2161
渡辺商店	藤田字中沢一10-3	585-2522
鈴幸商事(株)国見支店	塚野目字北寺田11-3	585-2566
(有)高橋燃料商事	藤田字北65	585-2712
佐藤石油	石母田字上野28-1	585-2205
(有)オカダ石油ガス	貝田字松村8-2	585-2792
(有)大和田金物店	藤田字中沢三1-27	585-2141

## 2 医薬品等の調達

## (1) 町内の医薬品取扱店

名 称	所 在 地	電話番号
アイン薬局国見店	塚野目字三本木10-1	529-1165
(有)国見一心堂薬局	藤田字南67	585-2017
日本調剤国見薬局	塚野目字下三本木2-1	529-1233
ハシドラッグ国見店	藤田字中沢四1	529-1384
ふたば薬局	塚野目字三本木11-1	585-1113
保原薬局国見店	藤田字北7-4	573-9100
ウェルシア伊達国見店	藤田字中沢一10-1	529-2107

## 3 教科書の調達

## (1) 町内の教科書取扱店 (町教育委員会調)

名 称	所 在 地	電話番号
(有)武文商店	藤田字北17	585-2018

## 4 幼、小、中学校給食施設

名 称	国見町給食センター
所 在 地	国見町大字森山字西国見5 1
電 話	024-529-1551
代 表 者	国見町長
事 務 局	町教育委員会
職 員 数	11名 (内9名委託)
調 理 能 力	1日1,200食
調 理 対 象 数	1,008名 (平成22年1月現在)

## 5 建設、建築用資材、機械等の調達

## (1) 町内の建設業者 (国見町土木建設業協会)

名 称	所 在 地	電話番号
(有)佐久間工業	森山字上野台5	585-2143

・国見町土木建設業協会加入業者（9社）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)安藤建設工業	小坂字川原10	585-2051
(有)伊藤石材	森山字中ノ目25	585-2395
(有)近久工業	石母田字下原31	585-2329
(有)佐久間工業	森山字上野台5	585-2143
斎藤石材建設	高城字下家老9-22	585-5117
(有)鈴和土木	西大枝字上台17	577-0078
(有)村木建設	藤田字八斗蒔3-3	585-2357
(有)八巻建設	徳江字山神19	585-2239
(株)渡辺建設	徳江字団扇3-1	585-2404

(2) 町内の建築業者等（国見地区建築業組合）

名 称	所 在 地	電話番号
国見地区建築業組合(斎藤工務 店内)	藤田字町裏8番地	585-2249
・大工業13業者・建具業1業者・左官業1業者・土木業7業者・板金業1業者・ 石工業2業者 ・塗装業3業者・畳業1業者・給排水設備業3業者・電気工事業2業者・鉄工 業2業者 ・ブロック工事業1業者・造園業1業者		
		合計13業種38事業者

・国見地区建築業組合加入業者（大工業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)斎藤工務店	藤田字町裏8	585-2249
(有)佐藤工務所	藤田字太子堂32-1	585-2356
(有)山崎工務店	藤田字中沢一1	585-2255
(有)岩崎	塚野目字外畑16-1	585-2302
熊坂建築	泉田字堰下30-17	585-2809
(有)サイトウホーム	徳江字小林14-1	585-2139
(有)斎藤建設	徳江字親郷25	585-2263
高原工務店	鳥取字堰下21	585-3197
(有)丸充松田建築事務所	大木戸字大橋20	585-4243
(有)松田建築	大木戸字大橋19-1	585-4243
(株)渡辺建設	徳江字団扇3-1	585-2404
(有)佐久間工業	森山字西上野16	585-1105
川見建業(有)	藤田字古鹿島40	585-2406

・国見地区建築業組合加入業者（建具業）

名 称	所 在 地	電話番号
ほがり(有)	藤田字北70-3	585-2069

・ 国見地区建築業組合加入業者（左官業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)佐藤左官	貝田字畑中12-1	585-3222

・ 国見地区建築業組合加入業者（土木業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)村木建設	藤田字八斗蒔3-3	585-2357
(株)渡辺建設	徳江字団扇3-1	585-2404
(有)佐久間工業	森山字西上野16	585-1105
(有)鈴和土木	西大枝字上台17	577-0078
(有)伊藤石材	森山字中ノ目25	585-2381
(有)後藤設備	小坂字笹ノ口4-1	585-3103
(有)近久工業	石母田字下原31	585-2329

・ 国見地区建築業組合加入業者（板金業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)斎藤建築板金	森山字下鶴町34-2	585-4011

・ 国見地区建築業組合加入業者（石工業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)伊藤石材	森山字中ノ目25	585-2381
(有)光荣石材建設	大木戸字富士見平1-34	585-2347

・ 国見地区建築業組合加入業者（塗装業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)野村塗装店	小坂字塚田39-2	585-5764
豊産業(株)	小坂字前33	585-2275
幕田塗装工業	藤田字日向11-21	585-5165

・ 国見地区建築業組合加入業者（畳業）

名 称	所 在 地	電話番号
黒田畳店	藤田字南60	585-2561

・ 国見地区建築業組合加入業者（給排水設備業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)齋久設備	山崎字東滝山20	585-2310
(有)後藤設備	小坂字笹ノ口4-1	585-3103
国見ガス住宅設備(株)	藤田字一丁田一1-5	585-2137

・国見地区建築業組合加入業者（電気工事業）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)高野電気	藤田字町尻二2-9	585-2722
(有)徳江電気商会	徳江字東原18	585-2720

・国見地区建築業組合加入業者（鉄工業）

名 称	所 在 地	電話番号
渡辺鉄工建設	桑折町北半田字堀ノ内2	585-2353
(有)古山鉄筋工業所	藤田字アラ田10-1	585-5129

・国見地区建築業組合加入業者（ブロック工事業）

名 称	所 在 地	電話番号
(株)国見ブロック	桑折町谷地字下割付	582-6435

・国見地区建築業組合加入業者（造園業）

名 称	所 在 地	電話番号
(株)秋元造園	藤田字北43	585-2719

(3) 町内の製材業者

名 称	所 在 地	電話番号
カネマン(株)	泉田字二階平1-14	585-5362

(4) 国見町水道工事指定業者(町上下水道課調)

名 称	所 在 地	電話番号
国見ガス住宅設備(株)	藤田字一丁田一1-5	585-2137
(有)後藤設備	小坂字笹ノ口4-1	585-3103
(有)齋久設備	山崎字東滝山20	585-2310
(有)高城工業	藤田字日向11-33	529-2222
(株)渡辺建設	徳江字団扇3-1	585-2404
(有)佐久間工業	森山字上野台5	585-2143
他町村所在の指定業者	福島市36 42社、伊達市 14 16社、 桑折町 5 7社、川俣町 1社、郡山市 6 3社、宮城県角田市 1社、宮城県刈 田郡蔵王町1、宮城県白石市1、広島県 広島市1 町外計66 71社	

(5) 国見町下水道排水設備指定工事店

（一般家庭用配管等工事、町上下水道課調）

名 称	所 在 地	電話番号
(有)後藤設備	小坂字笹ノ口4-1	585-3103

国見ガス住宅設備(株)	藤田字一丁田一1-5	585-2137
(有)村木建設	藤田字八斗蒔3-3	585-2357
県北水道	藤田字町尻二9	585-2722
(有)安藤建設工業	小坂字川原10	585-2051
(有)佐久間工業	森山字上野台5	585-2143
(有)渡辺建設	徳江字団扇3-1	585-2404
(有)齋久設備	山崎字東滝山20	585-2310
(有)斎藤建設	徳江字親郷25	585-2263
(有)高城工業	藤田字日向11-33	529-2222
(有)近久工業	石母田字下原31	585-2329
高橋設備	貝田字石畑13	585-3294
他町村所在の指定業者	福島市32社、伊達市14社、桑折町11社、川俣町 1社、郡山市 1社 町外計59社	

## 第5 緊急輸送、輸送用車両等

### 1 県指定緊急輸送路

#### (1) 県指定第1次確保路線

- ・東北自動車道 桑折町境～宮城県境
- ・国道4号 桑折町境～宮城県境

#### (2) 県指定第2次確保路線

- ・主要地方道白石国見線 国道4号～国見IC
- ・主要地方道浪江国見線 国道4号～桑折町境
- ・県道五十沢国見線 国道4号～伊達市境

### 2 町指定緊急輸送路

#### (1) 町指定第1次確保路線

- ・役場（災害対策本部）と観月台文化センターを結ぶ路線  
     県道赤井畑国見線 役場～文化センター入口  
     町道2112号線 全線
- ・役場（災害対策本部）と児童高齢者福祉施設（藤田保育所、デイサービスセンター）を結ぶ路線  
     県道赤井畑国見線 役場～町道2091号  
     町道2091号線 全線  
     町道2092号線 町道2091号～児童高齢者福祉施設入口
- ・役場（災害対策本部）と国見小学校を結ぶ路線  
     町道2129号線 役場～町道2068号交差部分まで  
     町道2068号線 町道2129号～小学校東口まで
- ・役場（災害対策本部）と上野台運動公園を結ぶ路線  
     （国道4号 県指定第1次確保路線）  
     町道3012号線 国道4号～町道3165号  
     町道3165号線 町道3012号～総合運動場入口
- ・役場（災害対策本部）と県北中学校を結ぶ路線  
     （国道4号 県指定第1次確保路線）
- ・役場（災害対策本部）と小坂農村総合管理センターを結ぶ路線  
     （国道4号 県指定第1次確保路線）  
     （主要地方道白石国見線 県指定第2次確保路線）  
     主要地方道白石国見線 国見IC～農村総合管理センターまで
- ・役場（災害対策本部）と森江野町民センター、くにみ幼稚園を結ぶ路線  
     （県道五十沢国見線 県指定第2次確保路線）  
     町道5号線 県道五十沢国見線～幼稚園、町民センターまで
- ・役場（災害対策本部）と大木戸ふれあいセンターを結ぶ路線

- (国道4号 県指定第1次確保路線)  
町道112号線 国道4号～町道4084号まで  
町道4084号線 町道112号～ふれあいセンターまで
- ・ 役場（災害対策本部）と国見東部高齢者等活性化センターを結ぶ路線  
(県道五十沢国見線 県指定第2次確保路線)
- (2) 町指定第2次確保路線  
第1次確保路線以外の主要地方道、県道及び1級2級の各町道
- 3 ヘリコプター臨時離着陸場
- ・ 国見町上野台運動公園総合運動場 国見町大字森山字上野台7番地  
面積 29,067m<sup>2</sup>  
緊急連絡先 国見町役場住民防災課 TEL024-585-2116